

新型コロナウイルス定期予防接種費用助成について

豊富町では、下記の要領で町民の皆様へ予防接種費用の助成をおこないます。

- ① 対象者 ～ 接種日に豊富町に住民票がある方で、
- ・ 接種日に65歳以上の方
 - ・ 接種日に60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方
- ② 対象期間 ～ 令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）までに接種した分
- ③ 助成額 ～ 生活保護世帯・・・全額
上記以外の世帯・・・半額（1,000円未満切捨てかつ上限8,000円）

◎助成を受ける方法～

豊富町国保診療所で予防接種を受ける場合

- ① 申請手続きを不要とします。
- ② 本人確認が必要です。身分証明書（保険証、免許証など）を必ずご持参ください。
- ③ その他、予診票、接種料金 8,000 円を持参の上、豊富町国保診療所にお越しください。

生活保護世帯の情報は役場内での申請手続きを経て事前把握させていただきます。

予診票を、役場、定住支援センター、保健センター、国保診療所、町民センター、兜沼農村環境改善センターに設置しております。当日までに記入して、診療所へお越しください。

豊富町以外の医療機関で予防接種を受ける場合

接種後、接種料金を払い戻すための手続きが必要となりますので、保健センター保健予防係窓口へお越しください。

<手続きに必要なもの>

- ①「医療機関発行の領収証」 ②「印鑑」
③「本人名義の信金・農協・銀行の通帳」
（お子様の場合は、保護者の方の通帳）

払い戻しの受付は11月5日（水）より開始します。

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは、接種間隔を空けずに接種することができます。ご不明な点は、下記までご相談ください。

◆新型コロナウイルス予防接種費用助成に関するお問合せ◆
豊富町保健センター 保健推進課保健予防係 TEL 82-3761

新型コロナウイルス予防接種による健康被害救済について

新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受けて健康被害が生じた場合、健康被害の補償（制度）があります。

下記の内容を事前にご確認の上、接種をご検討ください。

1. 接種日に65歳の方
2. 接種日に60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

※上記1. 2の方が接種を受けて健康被害が生じた場合は、「**予防接種健康被害救済給付制度**」の補償を受けることができます。



持病により豊富町以外の医療機関の主治医にて治療を受けている方は、接種前に主治医と相談の上、新型コロナウイルス予防接種を受ける医療機関を決定するなどの対応をご検討ください。

なお、左記の「新型コロナウイルス予防接種費用助成」の申請を行った方は、どの医療機関で接種されても助成を受けることができます。

◆新型コロナウイルス予防接種による健康被害救済制度に関するお問合せ◆
豊富町保健センター 保健推進課保健予防係 TEL 82-3761